
◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第3、議案第39号 松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第39号 松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当から説明いたします。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（福本栄一郎君） ちょっとお伺いしたいですけれども、いわゆる再生可能エネルギーということなんですけれども、国では環境対策、地球温暖化防止のためにパリ協定がありますよね。目標数値について、東日本大震災以来の関係で、再生可能エネルギーの促進ということで、我われが今年度電力会社に・・・、電力が自由化になっていますから、どこの電力会社でもいいということなんですけれども、だいたい従来どおりの電力会社だと思えるんですけれども、それはいいとしましても、電力再生可能エネルギー発電促進賦課金ということで、使用量（kw/h）に対して2円90銭（税込）が賦課されていると・・・、これに絡めて、国の目標では原発が20～22パーセント、再生可能エネルギーが22～24パーセントという目標基準ですね。それに到達するために地元の・・・、先ほど観光課長が説明しました「美しい景観と自然環境」「住民の安心・安全」ということはわかります。その辺の絡みを教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 福本議員がおっしゃるように、確かに国の政策として、この再生可能エネルギーの割合を高めるということは示されているところです。いわゆるエネルギーミックスと言われておりますけれども、原発、再生可能エネルギー、化石燃料等々の比率、その中で、再生可能エネルギーの比率を高めようということは国の方でも確かに言われています。

ただ、本条例につきましては、再生可能エネルギーを活用した発電事業と自然環境とか景

観、生活環境との調和を図るということを目的としているものですから、再生可能エネルギーの普及そのもの自体を規定するものではございません。

ただ、要するに・・・、何でもかんでもできませんよというような条例ではなくて、一定の規模以上の開発について、これは同意をしないというようなことも条例なわけです。

再生可能エネルギーの普及自体の必要性は確かに我われも感じております。ただ、それと同時に松崎にあるこの自然環境とか、美しい景観、安心・安全な住民の生活環境、これを守っていく、後世に受け継いでいくということも一方では重要なことなのかなと考えておりました、今回この条例を提案させていただいたということでございます。

○6番（福本栄一郎君） 今日の伊豆新聞さんの記事を見ますと、西伊豆町では宮ヶ原地区で、何か業者が・・・始める方向です。これはもう賀茂郡下は実際下田市が4～5か所許可を得ているようなことをいっています。南伊豆は風力発電、河津町も東伊豆町も風力と・・・、その中で・・・、町の考え方はあるでしょうけれども、そういうことじゃなくて、美しい景観ということは・・・、その目的は、無秩序に森林の伐採を防いで、土砂崩れ、災害を未然に阻止しましょうということはよくわかるんです。でしたら、私がお伺いしたいのは、いわゆる休耕田がだんだん増えてきますね。畑もそうです。その辺をやった場合の規制というのはどう考えていますか。

太陽光パネル・・・、風力発電は別として、太陽光パネル・・・、無機質的なソーラーパネルが全部並べられるという・・・、松崎町が観光地で、美しいまちづくりと標榜している中の・・・、その辺の・・・逆に調和・・・、考え方はどうですか。

休耕田の方たちが「いいですよ」と言った場合、その辺の考え方は・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） ただいま、休耕田という具体的な例が出てきました。今回、この条例については、1000㎡以上、1000㎡未満ということであれば、こちらの方は、例えば、そこは休耕田にそれを設置するとか、そういったことが出てきたら、この条例の適用というのはないですが、ただ、休耕田にそういったことを設置するとなると、また別の法律があります。農地法という法律があります。やはり農地法の転用許可等々の法律が絡んできますので、必ずしもそここのところが1000㎡未満で、休耕田だからすぐにできるだろうということではなくて、別の法律にまたかかってくるということでもあります。

我われもいま考えているのは、そういった小規模の太陽光発、パネル設置等々について、いま県の方でガイドラインを作成、本年度中にガイドラインを策定するということで

ありますので、そういった小規模の太陽光パネル等々についてはガイドラインを参考に
して、指導をしてまいりたいと考えています。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○6番（福本栄一郎君） この条例を昨日読ませてもらったんですけども、抑制区域の中
に、この設置の目的・・・、担当課長が冒頭説明しました住民の安心・安全な生活環境とい
うことですが、この中に、健康被害という項目を入れたらどうでしょうか。これは
提案です。

それと、次の届出の中に撤去義務・・・、許可して、耐用年数がだいたい15年から20年が
多いと思いますけれども、*****にしてくれればいいんですけども、そのま
ま・・・、国の買取制度があるわけですね。その辺が・・・、例えば、国がどういふふう
に制度が変わるかわかりません。耐用年数があります。撤去義務は入れたらどうですかとい
うことが2点目です。

それから、3点目、地熱発電の考え方はどうでしょうか。温泉を利用した地熱発電・・・、
これは南伊豆町さんがちょっと数年前・・・、結果的にはなかったようなんですけれども、その辺
の・・・、松崎町は温泉があります。町営温泉が・・・。その辺の・・・、民間もありますよ。温
泉は・・・。

その辺の地熱発電の考え方はどうでしょうか。その3点を教えてくださいませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） 健康評価の関係については、そちらの方も住民のパブリック
コメントの方で出てきた一つの意見であったわけなんですけれども、こちらの方は、いま、県の
環境影響評価等、もう一つはガイドラインをいま策定しています。そういった中で、その健
康評価のところを入れ込めるのかどうかということがいま検討事項になっておりますので、
それをまた見ながら、ガイドライン等々の中に入れるものは入れて、これは検討してまいり
たいと思います。

撤去についても、やはり同じくここはガイドラインのところであります。あとでそのまま
残るといふようなことのないような形で、明確にそこは示していきたいと思えます。

それから、最後に、地熱発電については、今後の検討課題とさせていただきたいと思いま
す。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（伴 高志君） この条例は、先だって・・・、課長の説明の中にもありましたけれど

も、伊東市とか、最近の大型太陽光パネルに関して、非常に事業者と住民のあいだでうまく調整がつかないという事情を反映する中で、国の環境アセスメントに先立って市町にこういった条例の制定ということが検討されているという経過の中だと思いますけれども、私もこの具体的ところでパブリックコメントを松崎町でも8月2日から16日まで行って、その中で細かいところが出てきましたけれども、福本議員の質問にもありましたけれども、この条例を制定することによって、できる場所とできない場所がはっきりしてくると思います。

それで、事業者にとっては、すごくやりにくいなと感じさせる部分もありますし、やはり松崎町としては、景観を売りにしている、そして、伊豆半島ジオパークがユネスコに登録された経過の中で、非常に・・・、基本的には規制を進めていくということは大事なことだと思います。

しかし、休耕地の活用というところで、太陽光パネルの設置とか、そういったことを希望する方も出てくると思いますので、今の質疑の中で、農地の利用について、農地法の関係で転用の手続きが必要だということが出てきたと思いますけれども、こういったところをもう少し具体的に、もしわかりましたら、現時点ではどうでしょうか。

ここでやりたいから、その規制に対して、「こういうふうにできますよ」とかといったところで・・・、お願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） いま、農地法ということで、ありましたけれども、実際、当然農地を転用する場合は、農地法という法律、それをクリアしなければなりません。その農地法の中にも転用要件というのが必ずあるわけで、農地の真ん中であると、それは「転用が難しいですよ」「規制されますよ」とか、いろいろな転用の許可の要件というのがあります。場所の要件というのもあるかと思います。

これは、ちょっと事業課の方で詳しく調べないとあれですけども、実際に何でもかんでもできるということではなくて、その場所の要件があったりというのも当然あるわけですので、必ずしも・・・、ただ、その要件をクリアしていればということになりますけれども、実際にそれは個別の案件ごとの判断になるかなと思います。

○2番（伴 高志君） 既にこの同様の条例が、先だって河津町の方でも制定される見込みで、隣の西伊豆町でもそういった議論がされていると聞いています。そういった先例と合わせて、この伊豆の・・・、賀茂圏域の中での動向というのを確認しながら行っていただきたいというところで考えます。

もう1点は、先ほどの質疑と少しかぶりますけれども、電気料についてなんですけれども、これは、実際に蓋を開けてみないとわからないところがありますけれども、パネルの設置が進めば進むほど電気代に上乘せされる・・・、これは、住民一般に関わってくる部分だと思いますけれども、そういうところはどうでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 固定価格買取制度というF I T法という法律が国の法律であります。これは、太陽光発電などで発電した電気は電力会社が買い取ることが義務付けられた。これがF I T法という買取制度です。これが2012年からスタートしまして、2012年の売電単価、これは住宅用じゃなくて、業務用の売電単価は40円、2017年、昨年、F I T法が改正されました。それによりまして、売電単価は21円に下がったところです。

今回の改正は、従来のF I T制度は再生可能エネルギーの導入を国の方で加速度的にやりたいといったことで拡大を急いでいたために太陽光発電に偏った中身となっていたというようなことで、この買取費用の増大が、我われ国民が負担する再生エネ賦課金という電力料金に・・・、明細を見ると、再生エネ賦課金という項目があります。この再生エネ賦課金の増加をもたらしたということがありまして、今回、この2017年、昨年の改正は、この再生エネ賦課金をなるべく減らしていこうといいますが、負担を軽くしていこうということで是正を図ったと・・・、いわゆる売電単価40円のところを21円、業務用で・・・。こういうふうに下げていった。

単価を下げたということは、コストがかからなくなったということでもありますので、再生エネ賦課金もそのところの国民負担は下げていこうというような狙いがあったと思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 3点ほどお伺いしたいと思います。

対象となる事業は、風力発電になんですけれども、1ページのところに10メートルを超えるということで書いてあるわけですね。3ページ、同意のところで13メートルとあるわけですが、この差がなんで出るのか。同意のところも10メートルでいいんじゃないかと思うんだけど、そこが何で13メートルになっているのか。これをまず1点お伺いしたいです。

太陽光発電に関しては、1000㎡以上に対して対象ということですが、この条例が・・・。

仮に、999㎡の発電で認可条件を満たす・・・、指定する・・・、許可が出る区域というのは町

内にあるのかどうか。それを想定しているのかどうか。

もう1点は、同意ということは、近隣の関係者に説明というのがあるんだけど、その関係者は、大多数が反対していても、町長はそれに同意できるのかどうか。その辺をお伺いしたいんですけども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） まず、1点目、10メートル、13メートル、風力発電・・・、この違いということがありましたけれども、対象の・・・、要するに、届出は、10メートルを超える風力発電設備については、届出をしてくださいということは、まず条件でございます。

ただ、13メートルを超えるものについては、それは同意しないという形になります。その13メートルの根拠というのは、先ほど言いましたように、13メートルを超えるものについては、国立公園の届出等々の対象の高さになります。そういったことと合わせて、この13メートルを超えるものは同意しないという形にしたものでございます。

それから、999㎡の場合というようなことであつたわけですけども、当然1000㎡以上ものが対象ですので、999㎡であつた場合は、これは、この条例の対象外という形になります。

ただ、先ほど言いましたように、いま県の方でもガイドラインを作っていますので、こういった小規模といいますか、1000㎡に満たないものについても、我われはそのガイドラインに沿ってそのところは慎重に検討してまいりたいと思っています。

それから、区域があるのかどうかという質問がありました。いま、抑制区域ということで私は申し上げましたけれども、これは松崎町の面積でいうと約8割は抑制区域になるという見込みであります。

要するに、そうすると松崎町の中で、残り2割というような形になるわけですけども、そういった面積、それをみるとそういった予測、推測であります。

最後、説明のところがありました。説明のところについては、あくまでも地域の住民のところには必ず説明に行って、その住民のそういった同意といいますか、住民の理解、その事業に対する理解、それで同意、賛成という形があるわけですけども、それを必ずそういったことをやってくださいというのは義務付けいたしましたので、そういったことで、事業者が持って来るのは、その説明会で全て住民の同意を得たもの、そういったものでないのだめだということですので、反対があつた場合は、当然それを考慮して我われは判断するということになります。

○6番（福本栄一郎君） 1点だけちょっと落としたんで聞きたいんですが、今度は新しい条

例ということで、再生可能エネルギーはいろんな届出とか、抑制事項が入っていますけれども・・・、今はあると思うんですけれども、松崎町土地利用委員会がありますよね。なくなったわけじゃないですね。その辺との整合性というんですか、土地利用委員会とこの課長が説明している・・・、いろんな意見を求めるということですが、その辺の関係を教えてくださいませんか。その1点だけです。

○企画観光課長（高橋良延君） 松崎町にも土地利用指導要綱がございます、こちらについては、事業区域が2000㎡以上を対象としているものでございます。

ただ、この太陽光発電とか、再生可能エネルギー発電事業、これは2000㎡未満ということも多く行われている事例があるものですから、今回、事業区域を1000㎡以上ということで下げて、この条例の規定にあてるということでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了します。

これより議案第39号 松崎町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
